

議案第 19 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 29 年佐倉市条例第 25 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の
宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをする
ことができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。